

## IV パートナーシップ協定書、実行委員会の運営要綱及び実行委員会名簿

### 1 第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」の実施に関する協定書

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク（以下「市民協働ネットワーク」という。）と三鷹市（以下、「市」という。）は、無作為抽出による市民が第4次三鷹市基本計画第1次改定骨格案に対して市民同士の討議を行い素案への反映に向けた意見を提出する「みたかまちづくりディスカッション」（以下、「ディスカッション」という。）を協働で実施するために、次のとおり協定を締結する。

#### （協定の目的）

第1条 本協定は、ディスカッションの実施に関し、市民協働ネットワークと市との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めることを目的とする。

#### （協働の取り組みの内容）

第2条 本協定は、平成27年10月31日及び11月1日に実施を予定している第4次基本計画第1次改定骨格案に対する「多元的・多層的」市民参加の一環であるディスカッションの公正・公平な運営実施に関することを定める。

#### （役割と責務）

第3条 市民協働ネットワーク及び市は、次に記載する役割と責務を基本とする。

##### （1）市民協働ネットワークの役割と責務

##### ア 実行委員会の設置及び運営に関すること

ディスカッションを円滑に実施するため、実行委員会を設置し、市の協力を受けながら委員会を運営する。

##### イ 事務局機能に関すること

市民協働ネットワークが実行委員会の事務局を担う。

##### ウ 広報活動等に関すること

ディスカッションを広く周知するため、広報活動を行う。

##### エ ディスカッションの結果をとりまとめること

ディスカッションで出された討議の結果を、骨格案への市民意見として素案への反映に間に合うようにとりまとめるとともに、報告書を市に提出する。

##### オ 個人情報の保護に関すること

ディスカッションを実施するうえで知り得た情報のうち個人情報については、三鷹市個人情報保護条例に基づいて保護する。

##### カ 関係団体との調整に関すること

ディスカッション実施に関して、討議内容の充実等のために必要となる関係機関との調整を行う。

## (2) 市の役割と責務

## ア 実行委員会の運営に関すること

ディスカッションが効果的な市民参加となるよう、実行委員会の運営に協力する。

## イ 市政に関する情報の提供に関すること

ディスカッション実施に必要な市政に関する情報を提供する。

## ウ 広報活動に関すること

ディスカッションについて広報等を活用して広く周知を図る。

## エ 参加市民のリスト抽出に関すること

住民基本台帳から参加市民の無作為抽出の作業を行う。

## オ 経費の負担に関すること

別に定める経費を予算の範囲内で負担する。

## カ 市民意見の反映に関すること

ディスカッションで出された意見について、第4次基本計画第1次改定素案への反映を検討し、反映結果については前号エの報告書に記載できるよう情報を提供する。

## キ 報告書の検討に関すること

前号エの報告書に記載された内容について検討し、市政に活かすよう努める。

## (実行委員会の所掌)

第4条 実行委員会は、ディスカッションを実施し、そこで出された市民意見を市に提出するための作業を行う。

2 実行委員会の運営については、別に定めるものとする。

## (協定の有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、平成28年3月31日までとする。

## (事業の評価等)

第6条 市民協働ネットワークと市とは、事業の実施後、事業の評価を行う。

## (その他)

第7条 本協定に定めのない事項で、ディスカッションを実施する上で必要と認められるものについては、市民協働ネットワークと市とが協議して定めるものとする。

平成27年7月15日

三鷹市下連雀四丁目17番23号

特定非営利活動法人

みたか市民協働ネットワーク

代表理事

正 満 た つ る 子

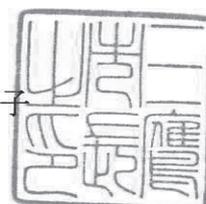


三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市

三鷹市長

清 原 慶 子



## 2 第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」

### 実行委員会運営要綱

(設置)

第1条 第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」(以下「ディスカッション」という。)を円滑に実施するため、第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる所掌事務を掌る。

- (1) ディスカッションの実施に関すること。
- (2) ディスカッションの成果及びその手法の効果の検証・評価に関すること。
- (3) ディスカッションの実施状況を市民に公開すること。

(構成)

第3条 実行委員会は、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワークによる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長 3人以内

(委員長)

第6条 委員長は、実行委員会を総理し、副委員長は、委員長を補佐する。

2 委員長不在のときは、副委員長がその任務を代理する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、定例的に開催する

- 2 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 実行委員会の会議は、第2条に規定する事項について協議及び検討する。
- 4 実行委員会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 実行委員会は、ディスカッションの運営を行うため、作業部会を開くことができる。

(事務局)

第9条 実行委員会に事務局を設置する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

### 3 みたかまちづくりディスカッション実行委員会 名簿

	氏名		氏名
1	星 野 慎 児 ◎	15	中 川 正 機
2	吉 田 純 夫 ○	16	小 林 義 男
3	須 藤 金 一 ○	17	森 田 雅 洋
4	須 藤 真 弘 ○	18	吉 野 貴 久
5	正 満たつる子	19	川 上 洋
6	埴 村 貴 志	20	駒 林 徹 彦
7	宮 川 齊	21	石 井 徹
8	小 澤 敏 男	22	富 澤 剛
9	鈴 木 千 賀 子	23	根 岸 隆 好
10	岡 田 裕 一	24	新 原 千 枝 実
11	倉 林 孝 明	25	平 山 將 成
12	物 江 純 子	26	瀬 尾 太 一
13	山 田 義 剛	27	中 嶋 友 美
14	横 山 哲 也	28	三 島 友 樹

\*◎は実行委員長、○は副実行委員長

実行委員会のメンバーは、三鷹青年会議所、三鷹商工会青年部、JA東京むさし三鷹地区青壮年部、住民協議会、大学生、NPO等の多様な団体で構成した。

まちづくりディスカッション事務局

NPO法人みたか市民協働ネットワーク

三鷹市企画部企画経営課

安達徹、岩本祐樹、高橋由紀子

齊藤大輔、吉田賢、半田知冴、山地秀享